

**新たな成長を実現する互恵的日 ASEAN 環境気候変動パートナーシップに関する共同声明
(仮訳)**

2025 年 9 月 4 日、ランカウイ、マレーシア

我々、東南アジア諸国連合（ASEAN）と日本は、2025 年 9 月 4 日、第 18 回 ASEAN 環境大臣会合（AMME）に伴い、日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話（AJMDEC）に参加した：

日本 ASEAN 友好協力 50 周年に当たる 2023 年の「日本 ASEAN 友好協力に関する共同ビジョン・ステートメント」及び日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話で立ち上げられた「日 ASEAN 気候環境戦略プログラム（SPACE）」、2018 年の日 ASEAN 首脳会議で提唱された「日 ASEAN 気候変動アクション・アジェンダ 2.0」、2017 年の「日 ASEAN 環境協カイニシアティブ」を想起し；

2024 年 10 月の第 2 回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合で共同声明及び今後 10 年のためのアクションプランが採択され、様々な活動が進行中であることを認識し；

日本と ASEAN が協力し、信頼する共創パートナーとなることは、ASEAN 地域全体の環境の質を向上させ、経済活動が日本と ASEAN の繁栄と相互利益の醸成や、地球環境保護の取組支援に貢献する解決策を提供する役割を果たすことにおいて、極めて重要であることを確認し；

パリ協定の目標を実現するために、ネット・ゼロ実現に向けた脱炭素投資を促進する意思を再確認し；

ASEAN 各国のパリ協定に基づく長期低排出発展戦略（LT-LEDS）、隔年透明性報告書（BTR）及び野心的な国が決定する貢献（NDC）や、昆明・モントリオール生物多様性枠組に基づく生物多様性国家戦略及び行動計画（NBSAP）の提出を歓迎し；

資源循環は、温室効果ガス削減とネットゼロを実現するための脱炭素技術の展開を補完することを認識し；

国際環境条約及び他の関連環境文書の国内実施に向けたシナジー・協力・連携を促進させる決議 UNEP/EA. 6/Res. 4 を想起し、

気候変動、生物多様性の損失、汚染は地球規模の危機であり、これらへの対策間のシナジーを促進するとともに、経済、エネルギー安全保障、防災、食糧供給、生物多様性の保全、格差などの課題解決と持続可能な開発に貢献するかたちで、シナジーを最大化し、トレード

オフを最小限にすることの重要性を認識し；

二国間クレジット制度（JCM）の下での 200 以上のプロジェクトの実施、40 以上の ASEAN と日本の都市間連携事業、コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）の下での施設レベルの GHG 排出量の透明性の向上をはじめとした脱炭素政策形成、炭素市場の形成・加速やそれに伴う能力強化など、日 ASEAN 間の環境気候変動協力のこれまでの成果を歓迎し；

ローカルアクターや中小企業（SMEs）を含めた幅広いステークホルダーのニーズに対応し、参画を担保するための、域内の多様性や包摂的なアプローチの重要性を認識し；

ASEAN がプラスチック汚染対策の実効性を担保するための重要な地域であることを併せて認識し；

新たなグリーン経済や成長の機会を含めた、日本と ASEAN 双方における国民の高い生活の質（Well-being）の実現に寄与する日-ASEAN 協力の貢献を認識し；

以下に合意する：

1. 環境・経済・社会の統合によって、統合的・相乗的な便益を創出するとともに、官民連携パートナーシップや協調融資によるものを含め、環境の質の向上や持続可能な発展に資する民間投資を拡大するための環境整備に貢献する。
2. イノベーション、ビジネス連携、ルール形成、ノウハウの共有及び技術開発の強化を通じた共創関係の構築を奨励する。
3. パリ協定に基づく排出削減と昆明・モントリオール生物多様性枠組に基づく保全活動という協調した地球規模の環境危機への対処や、廃棄物、大気・水質汚染を含む地域やローカルの環境汚染を解決するための国際協力を通じて、グローバルな公共益と持続可能性を増大させるよう努力する。
4. 循環経済がグローバルな課題として重要であることを踏まえ、日・ASEAN の循環経済に関するパートナーシップを強化する。
5. プラスチック汚染への対応策の ASEAN 地域における実施に関して協力する。

我々は、日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話の開催を継続していく意図を表明するとともに、更新された日 ASEAN 気候環境戦略プログラム (SPACE) 2025 を通じて、上記に取り組む。

日 ASEAN 気候環境戦略プログラム (SPACE) 2025 仮訳

1. 背景

ASEAN 加盟国 (AMS) と日本は、2017 年に安倍元総理が提唱した「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」や、それに続く様々な首脳レベルの環境イニシアティブに象徴されるように、環境協力の長い歴史を有している。AMS のニーズに対応し、気候変動、廃棄物管理、海洋プラスチックごみの分野で積極的な協力が発展してきた。ASEAN と日本の協力は、この地域における環境活動の進展に確実に貢献してきた。

2023 年は日 ASEAN 友好協力 50 周年に当たり、12 月には「日・ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議」が開催された。この記念すべき年に日本と AMS の協力関係をさらに強化し、気候変動、汚染、生物多様性の損失という前例のない地球規模の 3 つの危機に対処することを約束した。日本は、2023 年 8 月 24 日にラオス・ビエンチャンにて開催される 50 周年を記念する日 ASEAN 環境気候変動閣僚級対話 (AJMDEC) において、「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」、「日 ASEAN 気候変動アクションアジェンダ 2.0」に加え、新たに「日 ASEAN 気候環境戦略プログラム (SPACE)」を立ち上げ、協力を強化することを提案した。9 月 2 日から 5 日の期間の中でマレーシア・ランカウイにおいて開催された第 3 回 AJMDEC では、新たな成長を実現する互惠的日 ASEAN 環境気候変動パートナーシップに関する共同声明に基づき、SPACE が格上げされた。

2. 目的

本プログラムの最終的な目的は、気候変動、生物多様性の損失、汚染という前例のない、かつ相互に補強し本質的に関連している地球規模の 3 つの危機と、現在進行中の世界的なエネルギー危機に対処するために、AMS を支援することである。ASEAN ビジョン 2020 に沿って、持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組などの世界的な枠組みを統合的に実施し、地球規模の 3 つの危機に取り組むことが重要かつ緊急である。この目的のため、このプログラムは、地域のニーズと優先事項に基づいて、脱炭素化を含む環境分野への投資を拡大するとともに、従来の協力イニシアティブを強化するものである。

3. 概要

「日 ASEAN 気候環境戦略プログラム (SPACE)」は、以下の 3 つの柱で構成される：

1 気候変動

1.1 透明性

1.2 緩和

1.3 適応とロス&ダメージ

1.4 共同実施の追跡

2 汚染

2.1 プラスチック汚染に関する日 ASEAN 協力アクションアジェンダ

2.2 電気電子廃棄物 (E-waste)、使用済自動車 (ELV) 及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ (ARCPEEC)

2.3 その他の汚染問題と協力アプローチ

3 生物多様性の損失

3.1 昆明・モンテリオール生物多様性枠組の実施支援（生物多様性日本基金を通じた能力構築及び侵略的外来種対策を含む）

3.2 ビジネスにおける優良事例及び自然や生態系に関する技術情報の共有

4. 本イニシアティブの性質と実施体制

SPACE は、環境と気候変動に関する AMS と日本の将来の協力を促進するための協力活動の包括的な枠組みである。本イニシアティブは、AMS と日本の間で進行中の既存の活動を重複させたり、妨げたりするものではない。この新しいイニシアティブは、現在進行中の活動を補完・強化するものである。現在進行中のプロジェクトは、「日 ASEAN 環境協力イニシアティブ」と「日 ASEAN 気候変動アクションアジェンダ 2.0」という既存のイニシアティブの下で行われ、新しいプロジェクトは SPACE の下で行われる。したがって、AMS と日本の環境協力は SPACE へと姿を変えることになる。

SPACE は、ASEAN 地域における気候変動対策と環境保護を促進するために、日本が AMS を支援するというコミットメントの証である。本プログラムの附属書（附属書 1、附属書 2、附属書 3）には、日本が AMS に提供できる協力活動が列挙されている。すべての AMS にすべての活動への参加を呼びかけるが、各 AMS は、それぞれの国情、国内政策と優先事項、リソースの制約に基づいて、どの活動への参加を他の活動より優先させるかを決定することができる。実施段階では、各活動は ASEAN 各国と日本との間で進められ、関連する ASEAN 作業部会に適宜報告される。

SPACE は更新可能な文書であり、各プロジェクトの進捗状況や AMS のニーズ、見解、インプットに応じて、更新される可能性がある。

附属書 1. 気候変動に関する新たな協力メニュー

1.1. 透明性

- 1-1-1. コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）を通じた ASEAN 各国における温室効果ガス MRV（算定・報告・検証）システムの調和促進の強化
- 1-1-2. ASEAN 各国の政府・非政府主体の関与での温室効果ガスの施設レベルの算定・報告制度の開発及び実施（PaSTI）
- 1-1-3. アジア透明性支援イニシアティブ（SITA）の下での、知見共有の強化、能力構築、データ収集のための体制整備、パリ協定 4 条に基づく NDC の実施や達成の進捗管理とともに温室効果ガスインベントリのための国ごとの温室効果ガス排出係数の開発を含む、隔年透明性報告書（BTR）作成支援
- 1-1-4. 日本の衛星（GOSAT シリーズ）を用いた推定技術による温室効果ガス排出量報告の精度向上
- 1-1-5. 金融機関が気候変動リスク情報を理解し利用できるための、サプライチェーンを通じた民間企業による気候関連の財務情報の開示に関するパイロット事業の実施

1.2 緩和

- 1-2-1. 脱炭素化政策手段の策定、更新及び実施
 - 1-2-1-1. 「ASEAN 気候変動状況報告書（ASCCR）」における適応と緩和のための優先順位の高い行動を基にした、ASEAN 気候変動戦略行動計画 2025-2030（ACCSAP）の策定
 - 1-2-1-2. AMS のネットゼロ実現に向けた、アジア太平洋統合評価モデル（AIM）を活用した長期低排出発展戦略、NDC の策定・実施の支援
- 1-2-2. 各セクターの脱炭素化
 - 1-2-2-1. ADB 及び UNIDO を通じたメタン排出削減事業のための資金支援
 - 1-2-2-2. 日 ASEAN みどり協力プランの一環として、温室効果ガス排出削減などのイノベーションを通じて、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するための技術開発、実証、普及を支援
 - 1-2-2-3. ASEAN 各国における ITTO 拠出金を通じた持続可能な木材利用の推進による脱炭素及び循環経済構築への取組支援

1-2-3. 脱炭素技術の普及

1-2-3-1. パリ協定 6 条実施パートナーシップを通じた、質の高い炭素市場の構築に向けたパリ協定 6 条実施のための能力構築の実施

1-2-3-2. 二国間クレジット制度（JCM）等のパリ協定 6 条 2 項に沿った炭素市場における二国間協力の活用促進

1-2-3-3. CCUS ガイドラインの策定による ASEAN における CCUS の導入支援

1-2-3-4. 技術開発に関するノウハウの AMS との継続的な交換と普及を促進するための、i) 技術開発に関するノウハウの普及と交換に関する AMS のニーズと利用可能な交換メカニズムの調査、ii) 脱炭素技術に関するコンピテンシー開発と潜在的なプロジェクト開発に関する協力、iii) AMS と日本との技術マッチングと資金支援の提供、iv) GOSAT シリーズなどの衛星を活用した脱炭素化技術の効果を検証するための協力

1-2-4. ゼロカーボンシティの普及

1-2-4-1. クリーンシティ・パートナーシップ・プログラム（C2P2）を通じた、都市課題の包括的かつ相乗効果を発揮した支援

1.3 適応とロス&ダメージ

1-3-1. 気候変動適応策の一環として、国家適応計画（NAPs）の策定・実施における協力と日 ASEAN 防災行動計画 2021-2025 に基づく防災協力の推進

1-3-2. リスク保険制度もしくは早期警戒システム導入促進イニシアティブ（2025 年までに ASEAN 諸国の過半への導入を目指す）などの実践的なソリューションを含む、気候変動の悪影響に伴う損失と損害（ロス&ダメージ）支援パッケージ

1-3-3. ASEAN 地域において、気候変動に対する強靱性強化のため、脆弱な領域に対する地域適応プロジェクトの形成に対する協力

1-3-4. ASEAN 加盟国の主要関係者の気候リスク管理に関する能力強化と再現性のある手法の確立、気候変動によるロス&ダメージに関する外部資源についての知識・情報の共有

1-3-5. アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用した、一次産業を含む科学に基づく気候変動適応の推進

1.4 共同実施の追跡

1-4-1. COP33 における第 2 回グローバル・ストックテイク（GST）に向け、日本と ASEAN の取組、技術、アイデアを正確に反映した ASEAN-日本 GST レポートを作成・普及させ、COP 交渉に反映させる。

附属書 2.1 プラスチック汚染に関する日 **ASEAN** 協力アクションアジェンダ

1. 背景

環境中に排出されるプラスチックの量は増加しており、我々の生活や環境に悪影響を及ぼしている。これは、不適正な廃棄物管理を含む、ライフサイクル全体にわたるプラスチック材料と製品の生産と消費に起因するものである。マクロプラスチックごみは、世界のプラスチック漏出の **88%**、約 **1,940** 万トンを占め、**2060** 年には **3,840** 万トンに増加すると予測されている。環境中への流出の主な要因はプラスチック廃棄物の不適正管理であり、**ASEAN** 地域からの流出率が高いと推定されている。一般に直径 **5 mm** 未満のプラスチック粒子を指すマイクロプラスチックのほとんどは、大型のプラスチックの磨耗や破損から生じるものである。マイクロプラスチックが人間の健康や生態系に与える影響もまた、世界的な関心事となっている。

プラスチックのライフサイクル全体を通じて、特に **ASEAN** 地域において、国際協力のもと、プラスチック汚染に対する行動をあらゆるレベルで加速させることが強く求められている。

2. 包括的な目的と範囲

ASEAN 加盟国および日本は、マイクロプラスチックを含むプラスチック汚染に対し、ライフサイクル全体を通じたアプローチと科学的根拠に基づくアプローチを通じて対策を推進し、地方公共団体、企業、学術・科学者、**NGO**、市民、地域社会を含むあらゆるレベルおよびステークホルダーにおいて、効果的かつ先進的で具体的な行動を支援する。

これにより、**ASEAN** 地域における海洋ごみを含むプラスチック廃棄物の環境上適正な管理、並びにプラスチック汚染への対応と循環型経済の促進に向けた国際的な法的拘束力のある枠組みの策定及びその実施に貢献することを目指す。これには、地域・国家・地方レベルでのパイロット実施活動の検討をはじめとした、早期の連携・条約遵守の実現支援を含む。

3. 期待される成果

2-1-1. 廃棄物管理を含む国家行動計画の策定と実施支援、およびその経験の共有。

2-1-2. 環境中のプラスチックの実態把握・モニタリングの促進、関連データのインベントリの作成、海洋・沿岸地域やその他の環境におけるプラスチックの生態系への影響の評価など、対策の基礎となる科学的知識の集約と評価。

2-1-3. 地方公共団体、市民社会、民間部門を含む利害関係者との包括的な話し合いの場を提供することにより、プラスチック汚染に対する認識を高める。

2-1-4.ERIA 海洋プラスチックごみ地域ナレッジセンター（RKC-MPD ERIA）を
通じて、責任ある生産と生産者責任を含むプラスチック汚染に関する知識の共有と能力開発を強化する。

附属書 2.2 電気電子機器廃棄物 (e-waste)、使用済自動車 (ELV) 及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ (ARCPEEC)

1. 基本コンセプト

ASEAN 諸国では、急速な経済成長に伴い、再生可能エネルギーの需要拡大や車両の電動化と共に、電気電子機器廃棄物 (e-waste) やバッテリーを含む使用済自動車 (ELV) の量が増加しており、2019 年には e-waste が 3.5 Mt、2020 年には ELV が 240 万台に達し、今後も増加すると予想されている。しかしながら、e-waste やバッテリーを含む ELV は、関連法規制や適切なリサイクル施設が整備されておらず、ほとんどが埋立処分又は不適切処理されており、環境や健康に悪影響を及ぼしている。環境汚染に対処すると同時に、資源循環性を高め、ネット・ゼロへの移行に貢献することが不可欠である。

日本は、リサイクル及び廃棄物管理に係る我が国の強固な法令枠組及び先進技術を活用し、e-waste 及び ELV に係る規制枠組の構築、技術の普及、リサイクルに関する能力開発の強化、環境上適正な廃棄物管理の促進の支援に向けて、ASEAN 諸国と連携していく。また、ASEAN と日本は、世界最高水準の精錬施設を活用した重要鉱物の効率的な回収を確保するとともに、ネット・ゼロかつ循環型の経済、環境汚染の最小化に必要な、e-waste 及び ELV に含まれる重要鉱物・原材料の収集、回収・リサイクルを促進する。

2. 包括的な目的と範囲

ASEAN 諸国の e-waste、ELV 及びその他の関連サプライチェーンにおける循環性を高め、ネット・ゼロ経済への移行のための重要鉱物・原材料の供給を強化し、主要サプライチェーンにおける関連する環境フットプリントを低減し、人々の健康を改善し、繁栄を促進し、経済のレジリエンスを高め、ASEAN 循環経済枠組などの関連イニシアティブと連携する。

E-waste 及び ELV の収集、解体、リサイクル、処理、解体部品からの重要鉱物・原材料の回収を含む、環境に配慮した適正なリサイクルを推進する。

サプライチェーンにおける環境フットプリント（気候変動、生物多様性の損失、汚染）を削減するために、回収された重要鉱物・原材料の利用を促進する。

3. 期待される成果

2-2-1. 関連政策・規制、リサイクル、廃棄物処理、関係者の能力等を含む、現行の ELV 管理及びリサイクルに係る調査。

2-2-2. E-waste 及びバッテリーを含む ELV の処理に関連する規制、基準、監視、施行メカニズムを含む、廃棄物の適切な管理を可能にする環境整備の推進。

- 2-2-3.世界水準の処理施設を利用した重要鉱物・原材料の効率的な回収の促進。
規則の施行や、地域レベルでの **e-waste** 及び **ELV** の環境上適正な解体、
処理、処置を含む、適切な **e-waste** 及びバッテリーを含む **ELV** のリサイ
クルのための利害関係者（官民双方）の能力開発の促進。
- 2-2-4.生産者責任に係る政策、リサイクル及びイノベーションの促進、循環経済
と整合した資源回収の取組等を通じ、**e-waste** 及び **ELV** 管理における循
環経済フレームワークの適用の探求。
- 2-2-5.主要なサプライチェーンにおけるリサイクルされた重要鉱物・原材料の利
用促進。

付属文書 2.3 その他の汚染問題と協力アプローチ

プラスチック汚染（附属書 2.1）、E-waste（附属書 2.2）のほかにも、水、大気、化学物質など、取り組むべき汚染関連問題がある。これらの課題に取り組むため、以下のような協力活動が求められている：

2-3-1. 水質汚染

2-3-1-1. アジア水環境パートナーシップ（WEPA）の下でのパートナー国の水環境管理に関する知識の交換と対話、教訓の共有とドナー機関との協力強化、および二国間協力。

2-3-1-2. アジア水環境改善モデル事業が実施する水環境改善技術の実現可能性調査とパイロットプロジェクト

2-3-1-3. アジアの水環境改善のための浄化槽（分散型排水処理システム）適用に向けた協力の推進

2-3-2. 大気汚染

2-3-2-1. アジア太平洋大気浄化パートナーシップ（APCAP）の下でのコベネフィット推進

2-3-2-2. 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の下での大気汚染物質管理に関する研修および研究プログラム

2-3-3. 化学物質管理

2-3-3-1. 途上国の水銀管理強化のための日本の先進技術・ノウハウの普及（ASGM 活動における無水銀代替、条約附属書 D の排出源カテゴリーからの排出管理、廃棄物管理、水銀マテリアルフローの開発、承認前政策枠組み研修）。

2-3-3-2. 大気中水銀モニタリング研修（日本国環境省）への地域からの参加者の支援

2-3-3-3. 健全な水銀管理に関するユースダイアログの開催

2-3-3-4. オンラインセミナーを通じた能力構築を含む、化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の地域別実施の支援

附属書 3 生物多様性の損失を止め、反転させるための協力

1. 基本コンセプト

2022 年 12 月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けて取り組んでいくことが重要である。特に、国家目標の設定は、各国の貢献の礎となる。「計画、モニタリング、報告及びレビューのためのメカニズム」(生物多様性条約 COP15、決定 15/6) では、生物多様性条約第 16 回締約国会議(COP16)までに、各国の国別目標の改定を含む生物多様性国家戦略及び行動計画(NBSAP)の改定・更新を行うことが求められており、日本もその改定の必要性を認識している。

日本と ASEAN 加盟国は、昆明・モントリオール生物多様性枠組に沿って、社会全体のアプローチを考慮した NBSAP の見直しを含む、国家レベルでの生物多様性保全への貢献に向けた取組を進めてきた。

日本は ASEAN 諸国と連携し、アジア地域が昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に一層貢献できるよう取り組んでいる。この目的のために、日本は、生物多様性条約第 15 回締約国会議の第二部(COP 15.2)で発表した「生物多様性日本基金」の第 2 フェーズにおいて、NBSAP の改訂を含む昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施を支援するため、継続的な貢献を強化する。また、これらの取組において積極的な役割を果たすことができる「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」への継続的な貢献も強化する。

2. 包括的な目的と範囲

昆明・モントリオール生物多様性枠組のゴールとターゲットは多岐にわたり、かつ、相互に関連している。2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させるためには、新枠組の 23 のターゲットはいずれも取り残すことができない目標となっており、包括的に取り組むことが重要である。

日本は、生物多様性条約を国レベルで実施するための主要な手段である NBSAP の迅速な改訂・実施、地方自治体や産業・民間セクターを含む複数セクターの関与強化、日本と ASEAN 諸国との知識・技術情報の共有の促進を通じて、昆明・モントリオール生物多様性枠組へのアジア地域の貢献を促進し、生物多様性がもたらす自然の寄与(NCP)を最大化するとともに、生物多様性の損失に伴うトレードオフを最小化することを目指す。

3. 期待される成果

3-1. 昆明・モントリオール世界生物多様性枠組の実施支援（生物多様性日本基金を通じた能力構築及び外来種対策を含む）

3-1-1. 生物多様性日本基金を通じた **NBSAP** の迅速な改訂・更新及びその実施・報告を支援するための地域対話が開催され、また、昆明・モントリオール生物多様性枠組の各ターゲットの実施に関する **ASEAN** 諸国間の専門知識の共有を通じた、能力構築、侵略的外来種対策を含む昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた支援が提供される。

3-1-2. **SATOYAMA** イニシアティブ国際パートナーシップへの参加と経験の共有を通じて、ランドスケープアプローチと持続可能な農業の概念を活用し、昆明・モントリオール生物多様性枠組のゴールとターゲットを国及び地方レベルで推進する。

3-2. ビジネスにおける優良事例及び自然や生態系に関する技術情報の共有

3-2-1. **NBSAP** の策定・実施や、昆明・モントリオール生物多様性枠組の関連ターゲット（都市部と人口密集地域の緑地空間及び親水空間の管理に関するターゲット 12 を含む。）の達成に貢献するため、**ASEAN** 生物多様性センターやアジア開発銀行などの既存の機関との連携を通じて、ビジネスにおける優良事例や自然に関する技術情報、**ASEAN** 生物多様性計画及び関連する国家政策・措置に沿った形での地方自治体や産業・民間セクターを含む複数セクターの関与強化のための能力構築が共有される。

3-2-2. 企業の事業活動が自然環境に与える影響を、ライフサイクル全体を通じて統合的に評価・開示することが必要である。日本は、この目的のための指標としてネイチャー・フットプリントの研究開発を行い、**ASEAN** 諸国の企業にもこれを活用してもらうため、当該企業に対する認知度の向上及び協力を推進する。